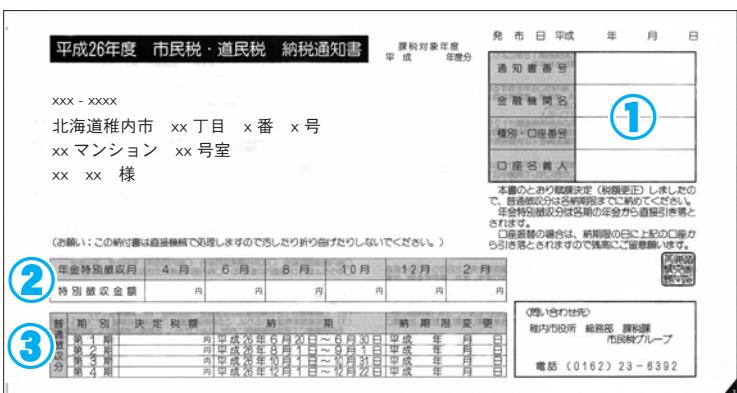


平成  
26年度

# 市・道民税納税通知書を送付します



- ①…振替納付の方の口座情報が記載されています。
- ②…平成26年4月1日現在で65歳の方が対象となる、公的年金等から天引きされる税額と徴収月が記載されています。
- ③…金融機関で納めていただく税額と納期限が記載されています。

平成26年度市・道民税は平成25年1月1日から12月31日までの所得をもとに計算し、平成26年1月1日現在の住所で課税されます。本市において、課税される方の平成26年度市・道民税は税納税通知書は6月9日(月)から送付します。

市・道民税がかからない方には送付されませんが、毎年課税になつている方で6月20日(金)までに納税通知書が届いていない場合は、お手数ですが、確認のご連絡をお願いします。

**問い合わせ／**  
市課税課市民税グループ  
☎ 23-6392

**◆納期は守りましょう!!**

各期には期限がありますので、納期内に金融機関、市役所、各支所にてお支払ください。

口座振替による納税は、納め忘れがなく、各納期毎に直接金融機関に出向く必要がなく便利です。ぜひ、ご利用ください。

家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に所有されている方(原則として課税台帳へ登録されている方)へ課税されます。

次に該当する場合は、必ず申告してください。

## ◆家屋を取得(新築・増築)した場合

## ◆家屋を取り壊した場合

住宅、物置、店舗、倉庫などの家屋を新たに取得した方は、法律により申告の義務がありますので、必ず連絡してください。ご連絡いただいた後、職員が家屋調査に伺います。

**提出方法／**  
必要書類に記入し、市課税窓口または宗谷支所、沼川支所に提出してください。

変更の届け出がない場合は、翌年度以降も前の所有者に課税されますので、忘れず届出書を提出してください。

**◆未登記家屋の所有者が変更になった場合**

売買や贈与などで未登記家屋の所有者が変更になったときは、「未登記家屋所有者名義人変更届出書」を提出してください。

# 家屋を取得・取り壊しをしたときは忘れずに届出を!!



## あなたの住宅は木造住宅をお持ちの方へ 地震に耐えられますか?



- 外壁の中心から隣地境界線または道路境界線までの距離が、7メートル以内である住宅

昭和56年以前に建てられた木造住宅は、震度6程度で倒壊する恐れがあるため、耐震性を確認する耐震診断や、診断の結果によつては耐震性を高める耐震改修を行なう必要があります。

市では、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、費用の一部を補助します。

**◆耐震診断補助**

対象住宅／市内に住所がある方が所有していて、次の全ての要件に該当する木造住宅

**◆耐震改修補助**

対象住宅／市内に住所がある方が所有していて、次の全ての要件に該当する木造住宅

## 離職により住宅を失っている等でお困りの方へ

離職により住宅を失っている、または失うおそれがある方で、就労能力及び就労意欲がある方を対象に、住宅支援給付を支給します。

### 対象／

65歳未満で2年以内に離職し、ハローワークへ求職申し込みを行っている方で、離職前、自らの労働により賃金を得て生計を維持していた方。またはその配偶者で、申請時に主たる生計維持者となっている方で、賃貸住宅に入居の方。

### 支給要件／

- 収入が一定以下であること
- 預貯金が一定以下であること
- 他の制度を利用していないこと
- 継続して就労活動を行うこと

### 支給期間／

3か月間(ただし、就労活動などの状況により延長が可能です)

### 問い合わせ／

市社会福祉課保護グループ

☎ 23-6457

家屋の一部や全部を取り壊した方は、速やかに「家屋取り壊し届出書」を提出してください。

必要書類は、市課税課窓口及び宗谷支所、沼川支所に配置しています。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

**◆耐震診断補助**

対象住宅／市内に住所がある方が所有していて、次の全ての要件に該当する木造住宅

**◆耐震改修補助**

対象住宅／市内に住所がある方が所有していて、次の全ての要件に該当する木造住宅

**◆申し込み・問い合わせ／**  
市都市整備課建築・住宅グループ  
☎ 23-6422